〒《送付用_〒》 《送付用_住所》 環 生 第 16号《依頼書発送日》

《送付用_名称》 様

(管理番号 《管理番号》)

静岡県知事 川勝 平太 (公印省略)

浄化槽法に基づく法定検査受検について (通知)

このお手紙は、浄化槽を設置・使用されている方々にお送りしております。

今回、県の調べにより、あなたの所有する浄化槽について、毎年行う必要のある法定検査の受検を 1年以上、確認できておりません。

つきましては、法定検査の指定検査機関(一般財団法人静岡県生活科学検査センター)が行う<u>法定</u> 検査を速やかに申し込んでください。

なお、本通知と行き違いにより、既に法定検査を申し込まれた場合は何とぞ御容赦ください。

同封資料を必ず御確認ください。

- ①周知チラシ「浄化槽の法定検査ってなに?」(A4両面カラー)
- ②「浄化槽法定継続依頼検査申し込み書」及び「約款等」
- ③返信用封筒
- ④合併処理浄化槽への転換のお願い《(単独処理浄化槽のみ同封) (A4両面カラー)》

法定検査は、浄化槽が正常に機能するか、確認するための重要な検査です。

浄化槽が正常に機能することで、トイレなどから出る汚れた水を、きれいな水に処理することができ、生活環境や人々の健康を守ることにつながります。

以下の場合は、必要な手続きを案内致しますので、健康福祉センター(保健所)へ御連絡ください。

- 送付文の宛先・宛名は、県が管理している台帳を基に発送していますが、実際の宛先・宛名が 異なる場合
- 過去に浄化槽を使っていたが、下水道に接続した場合
- ●「空き家」など1年以上、浄化槽を使用していない場合又は使用する予定のない場合

【本通知、浄化槽法に関する問合せ:平日8時30分~17時まで】

○○健康福祉センター (○○保健所) ○○課 (電話) 0000-00-0000

【法定検査に関する問合せ:平日8時30分~17時まで】

(一財) 静岡県生活科学検査センター 検査推進課 (電話) 054-621-5863